

# 安全報告書



2020年11月導入車両

新しい車両は、「大阪のシンボルとしての路線バス」をイメージした長年親しまれてきた車体カラーのグリーンを踏襲し、「市民生活に根ざした路線バス」として、信頼・安心を象徴したホワイト、また「未来の大阪へ走る路線バス」として、港町・大阪の海、大阪シティバスとOsaka Metroを象徴するブルー、これらをこれからの未来へ時代の扉を開いて前進する様子を斬新な縦グラデーションで表現し、皆様に愛されるバスを目指してデザインしました。

## 2021年7月

【大阪シティバス株式会社のシンボルマークの由来】

円は「OSAKA」の頭文字から大阪の街を表し、二本の曲線はバスの轍（わだち）を表しています。

バスが大阪の人、街、未来をつなげていくというコーポレートメッセージを表したシンボルマークとなっています。

この安全報告書は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第一項、並びに大阪シティバス株式会社の安全管理規程第18条に基づき公表するものです。

## 目次

－はじめに－	1
1 輸送の安全に関する基本方針	2
2 輸送の安全に関する組織体制、事故・災害等に関する報告連絡体制、 安全統括管理者	3
3 輸送の安全に関する重点施策	3
4 事業の内容	5
5 輸送の安全に関する2020年度の目標及び達成状況	5
6 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	5
7 安全に関する取り組み	6
8 新型コロナウイルス感染症予防対策	29
9 輸送の安全に関する予算等	30
10 営業所の管理委託	30
11 皆様へのお願い	31
別紙 1 安全管理規程	32
別紙 2 輸送の安全に関する組織体制	37
別紙 3 事故・災害等に関する報告連絡体制	38
別紙 4 2021年度 輸送の安全に関する目標及び計画	39
別紙 5 一般貸切自動車運送事業にかかる運転者・運行管理者・整備 管理者及び事業用自動車の情報	40

## － はじめに －

平素は大阪シティバスをご利用くださいまして、まことにありがとうございます。

大阪市営バス事業を一括して引継いで3年目となりました、2020年度の安全に関する取り組みを報告いたします。

弊社が掲げている輸送の安全に関する目標の達成に向けて、必要な教育訓練を積み重ねながら、社員一人ひとりの安全意識の向上を図ることはもとより、バス車両での安全対策技術の積極的な導入と活用にも努めております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大予防への対応について長期化していますが、エッセンシャルワーカーとして交通事業者の責務が果たされますよう、お客さまのご理解とご協力をいただきながら、様々な取り組みも実施しております。

今後も地下鉄とともに大阪の重要な交通インフラとしての使命を担うという自覚のもと、将来にわたって安全・安心で、お客さま視点に立った快適なバスサービスを提供してまいりますので、引き続き大阪シティバスをご利用くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

大阪シティバス株式会社  
代表取締役社長 木田 俊郎

## Ⅰ 輸送の安全に関する基本方針

### (1) 基本方針

輸送の安全を確保するため、安全最優先のもと安全方針等を定め、全役員・社員が一丸となって取り組んでいます。

#### 企業理念

大阪シティバスは、安全を最優先に、サービス向上に努め、人・街・未来をつなぎ、地域に貢献する企業を目指します。

#### 1 安全

私たちは、「安全はすべてに優先する」と心に刻み、行動します。

#### 2 サービス

私たちは、お客さまに満足いただける質の高いサービスを提供します。

#### 3 誠実

私たちは、法令遵守はもとより誠実に行動し、信頼される企業を目指します。

#### 4 挑戦

私たちは、未来に向けて、日々挑戦を続けます。

#### 5 自立経営

私たちは、持続可能な自立経営に努め、株主や社員、家族の期待に応えます。

#### 輸送の安全に関する安全方針

1 私たちは、「安全はすべてに優先する」と心に刻み、行動します。

2 私たちは、法令・規則を遵守し、厳正に職務を遂行します。

3 私たちは、常に知識、技能の向上に努めます。

4 私たちは、互いに連携をとりあい、ミスやトラブルを防ぎます。

5 私たちは、万が一、事故や災害が発生した場合には、お客さまの救護を最優先に行動します。

### (2) 安全管理規程

別紙Ⅰ（32頁参照）

## 2 輸送の安全に関する組織体制、事故・災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者

- (1) 輸送の安全に関する組織体制・・・別紙2(37頁参照)
- (2) 事故・災害等に関する報告連絡体制・・・別紙3(38頁参照)
- (3) 安全統括管理者(2021年3月31日現在)・・・取締役安全管理本部長 渡邊 亨

## 3 輸送の安全に関する重点施策〈安全管理規程 第4条〉

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を社員に徹底させ、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること

### (参考) Osaka Metro Group の企業理念、行動指針、行動規範

弊社は、大阪市高速電気軌道株式会社(Osaka Metro)や株式会社大阪メトロサービス、株式会社大阪メトロアドエラ、大阪地下街株式会社とともに「Osaka Metro Group」を構成し、Osaka Metro Groupの企業理念を実現するための行動指針、行動規範を定め、共通の価値観の形成を図っています。

企業理念	行動規範
<p>私たちは、最高の安全・安心を追求し、誠実さとチャレンジ精神をもって、大阪から元気を創りつづけます。</p> <p><b>Osaka Metro Group</b> は、交通を核にした生活まちづくり企業へ変革していきます。</p> <hr/> <h3>行動指針</h3> <ol style="list-style-type: none"><li>1 私たちは、誇りと責任をもって、お客さまと地域の信頼に応えます。</li><li>2 私たちは、自ら考え、実行し、結果にこだわります。</li><li>3 私たちは、ニーズに先回りし、いち早く応えます。</li><li>4 私たちは、日々、新しい発想をもって進化します。</li><li>5 私たちは、互いに信頼・尊重し、共に成長します。</li><li>6 私たちは、笑顔と楽しさを大切に、これらの行動を続けることで、お客さまに選ばれる存在になります。</li></ol>	<h3>行動規範</h3> <p>《約束》 私たちは、不正やハラスメント等の不適切な行為が起らないようにするため、『偽らない』、『隠さない』、『他人のせいにならない』、『他人事としない』、『見て見ぬふりをしない』ことを約束します。</p> <p>《基本精神》</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 私たちは、法令や諸規則、社会規範等を正しく理解し、遵守します。</li><li>2. 私たちは、互いの人間性を尊重し、誠実・公正に業務を遂行します。</li><li>3. 私たちは、社会的責任と公共的使命を自覚し、信頼の確保に努めます。</li></ol> <p>①お客さまのために</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・安全はすべてに優先します。</li><li>・安心・満足いただける高品質なサービス・商品を提供します。</li><li>・個人情報の取扱いには細心の注意を払い、適切に管理します。</li></ul> <p>②社員のために</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・快適で安全な働きやすい職場環境を確保します。</li><li>・ハラスメントの無い健全な職場を目指します。</li></ul> <p>③取引先等に対して</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・関係法令に留意し、公正・適正な取引を行います。</li><li>・社会通念上妥当な良識ある範囲で、節度ある関係を保ちます。</li><li>・反社会的勢力には毅然として対応します。</li><li>・第三者の知的財産権を侵害しないよう最善の注意を払います。</li><li>・互いを理解・尊重し、ハラスメントの無い健全な取引を行います。</li></ul> <p>④会社のために</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・会社が保有する資産の保全・情報の管理を徹底します。</li><li>・業務の内外を問わず、会社の信用を失墜させる行為は厳に慎みます。</li></ul> <p>⑤株主(投資家)のために</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・正しい会社情報の適時・適切な開示を徹底します。</li></ul> <p>⑥社会のために</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・差別のない社会を目指します。</li><li>・地球環境の保全に配慮します。</li></ul>

企業理念や輸送の安全に関する安全方針、Osaka Metro Groupの企業理念・行動指針の浸透のため、ポスターの掲出やカードを携行しています。

【企業理念】

**企業理念**

大阪シティバスは、安全を最優先に、サービス向上に努め、人・街・未来をつなぎ、地域に貢献する企業を目指します。

- 1 安全  
私たちは、「安全はすべてに優先する」と心に刻み、行動します。
- 2 サービス  
私たちは、お客さまに満足いただける質の高いサービスを提供します。
- 3 誠実  
私たちは、法令遵守はもとより誠実に行動し、信頼される企業を目指します。
- 4 挑戦  
私たちは、未来に向けて、日々挑戦を続けます。
- 5 自立経営  
私たちは、持続可能な自立経営に努め、株主や社員、家族の期待に応えます。

【輸送の安全に関する安全方針】

**輸送の安全に関する安全方針**

- 1 私たちは、「安全はすべてに優先する」と心に刻み、行動します。
- 2 私たちは、法令・規則を遵守し、厳正に職務を遂行します。
- 3 私たちは、常に知識、技能の向上に努めます。
- 4 私たちは、互いに連携をとりあい、ミスやトラブルを防ぎます。
- 5 私たちは、万が一、事故や災害が発生した場合には、お客様の救護を最優先に行動します。

Osaka Metro Group  
【企業理念・行動指針】

**企業理念**

私たちは、最高の安全・安心を追求し、  
誠実さとチャレンジ精神をもって、  
大阪から元気を創りつづけます。

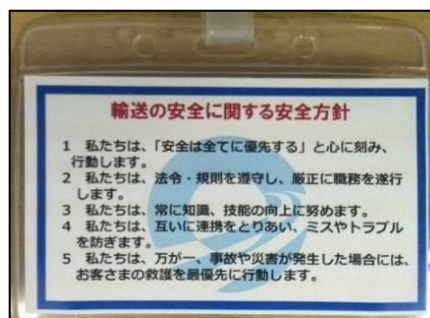
---

Osaka Metro Groupは、交通を核にした  
生活まちづくり企業へ変革していきます。

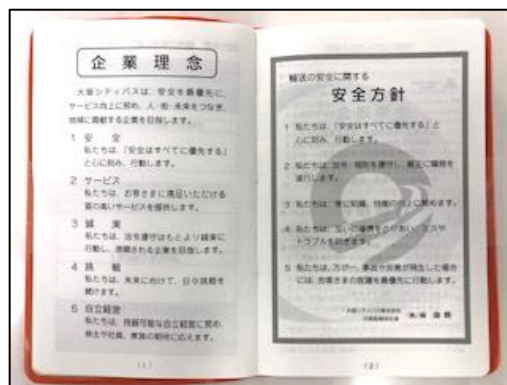
**行動指針**

1. 私たちは、誇りと責任をもって、お客さまと地域の信頼に応えます。
2. 私たちは、自ら考え、実行し、結果にこだわります。
3. 私たちは、ニーズに先回りし、いち早く応えます。
4. 私たちは、日々、新しい発想をもって進化します。
5. 私たちは、互いを信頼・尊重し、共に成長します。
6. 私たちは、笑顔と楽しさを大切に、これらの行動を続けることで、お客さまに選ばれる存在になります。

【カード】



【安全管理手帳】



#### 4 事業の内容 (2021年3月31日現在)

○一般乗合旅客自動車運送事業【大型456両、中型99両、小型8両の計563両】

2020年度輸送実績	路線長	536.920km
	走行キロ(実車)	18,262,034km
	系統数	134系統

○一般貸切旅客自動車運送事業【大型8両】

2020年度輸送実績	走行キロ(実車)	4,090km
------------	----------	---------

○一般乗合旅客自動車運送事業(区域運行)【小型11両】 ※オンデマンドバス

2020年度輸送実績	走行キロ(実車)	1,109km
------------	----------	---------

2021年3月30日運行開始



#### 5 輸送の安全に関する2020年度の目標及び達成状況

2020年度の目標	結果
有責重大事故の撲滅	1件
有責事故発生件数 総走行距離10万kmあたり0.6件以下	0.64件

#### 6 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

【2020年度 報告件数】

該当項目	件数
第2条第3号に該当するもの(事故) ※死者又は重傷者(14日以上入院又は入院を要し治療期間が30日以上のも等)を生じたもの	2件
第2条第7号に該当するもの(事故) ※操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害(11日以上治療を要するもの)が生じたもの	0件
第2条第11号に該当するもの(故障) ※自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	103件

## 7 安全に関する取り組み

### (1) 情報伝達及びコミュニケーションの確保

#### ◆コミュニケーションの充実

経営トップをはじめ本社の管理職員が、営業所へ出向いて点呼立合いの実施や、様々な機会を設けて運行管理者・運転士との意見交換や事業の説明を行い、現場とのコミュニケーションの確保と充実に取り組みました。

また、本社課長級管理職が担当営業所を決めて、毎月1回営業所で実施している「職場安全推進リーダー会議」（23頁参照）に参加して意見交換を実施しました。

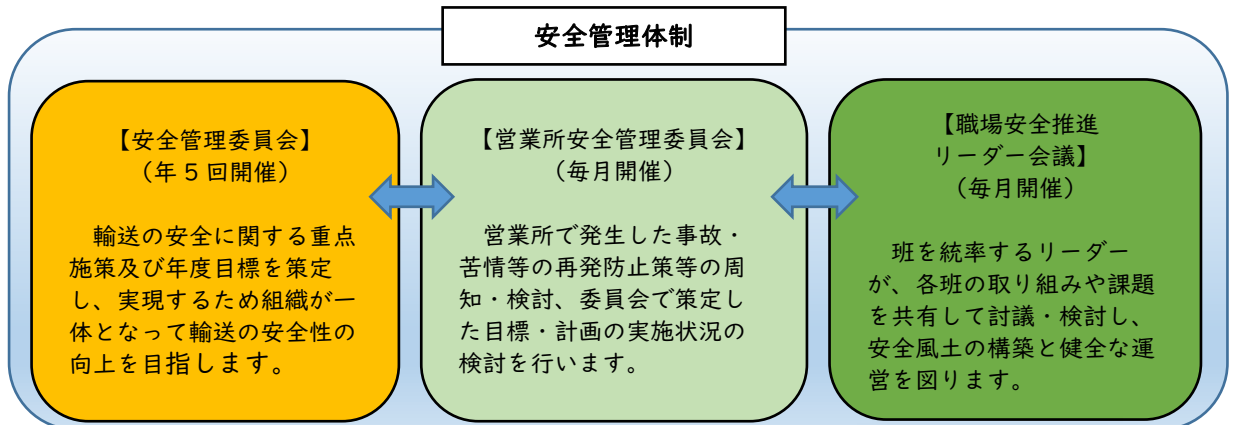
#### ◆安全管理体制の充実

安全統括管理者が招集する安全管理委員会を年5回開催し、本社管理職員及び所長等による輸送の安全に関する情報の共有、意見交換などを行いました。

営業所では営業所安全管理委員会と職場安全推進リーダー会議を毎月1回開催し、本社からの指示事項や情報等の周知、安全に対する意見交換を行いました。（※職場安全推進リーダー会議は新型コロナウイルス感染症予防対策のため、4月～6月は中止）

また、整備管理者会議を年4回、整備管理者連絡会議を年3回実施して、車両及び車両装置、並びに整備技術等に関する情報を水平展開しました。

さらに、委託事業者から四半期ごとに安全に関する取り組みの報告を受け、情報連携を図りました。



### (2) ファインプレー情報等の収集・活用

ヒヤリ・ハット事例について、営業所の班別安全推進会議（23頁参照）において情報の収集・討議を行うとともに、安全管理委員会で情報を展開して事故防止の意識の高揚を図っています。

なお、ヒヤリ・ハット情報については、事故を未然に防いだという一面もあり、さらなる収集・活用が図れるよう2021年3月より「ファインプレー情報」に名称変更しました。



ヒヤリ・ハットマップ



### (3) 重大な事故等への対応

#### ◆テロ対策や自然災害対策等の徹底

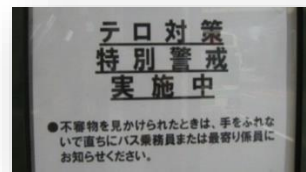
##### ①テロ対策

テロ対策の一環として、営業所内や主要ターミナル等の巡回、バスの出庫や待機時の車内点検、入庫後のドアロックを実施し、車内放送や車内ステッカーにより、危険物持込禁止及び不審物等発見時の協力要請をしています。また、万一有事が発生した時は、車体後部に「SOS」を表示し一般の方々へお知らせしています。(31頁参照)

また、大阪駅前バスターミナルやなんばバスターミナルのほか、14か所(25台)への防犯カメラの設置や、有事の際に当該車両の特定を容易にするため、全バス車両の屋根への社名・車号の表示を行っています。



車内ステッカー



停留所ポスター



SOS表示



防犯カメラ



バスの屋根への社名・車号表示

##### ②バスジャック等重大事態対応訓練

交通局時代も含めバスジャック等の重大事態への対応訓練を2008年度から2019年度まで実施(12回目)しています。訓練では、大阪府警や近畿運輸局と連携するとともに、地域住民の皆様にも参加いただき共同して訓練を実施し、初期対応の徹底や避難誘導等の迅速かつ的確な対応、緊急連絡体制の確認を行い、危機管理意識の高揚を図っています。

2020年度は新型コロナウイルス感染症予防対策のため、実技訓練は実施できませんでしたが、全運転士に対して発生時の対応に関する机上訓練を実施しました。





#### ④対浸水バス車両避難訓練

超大型で猛烈な台風が近畿圏内に上陸すると想定し、浸水被害を回避するためバス車両を退避させる訓練を2019年度から実施し、2020年度は7月21日に行いました。

なお、確実に退避できるようOsaka Metroの検車場等の敷地を利用するよう改善し、7月21日の訓練では新たな退避地へ実際にバス車両を退避させるとともに、本社対策本部や現場対策本部、指令及び運転士、現場指揮者との間での情報伝達訓練も行いました。



出発前の西島営業所



南港検車場



大日検車場



八尾検車場

#### ⑤バス車両の故障対応訓練

道路上での故障発生時に一般交通への影響を最小限にとどめるため、8月から9月にかけて、各営業所で「路上故障対応訓練」を実施しました。



## ◆車両への安全対策

### ①車外注意喚起装置「おしらせ安全くん」

歩行者や自転車との接触事故を防止するため、バスから警告音を鳴らして、バスが近づいていることをお知らせする装置を2019年度から試験的に設置し、2020年度には全車に設置しました。

2020年9月9日 全580両設置完了。

10km/h以上で走行している間は音声が繰返し流れ、バスが近づいていることをお知らせします。



### ②衝突防止補助システム「モービルアイ」

追突事故や、重大事故につながる歩行者や自転車との接触事故を防止するため、カメラにより危険を感知して運転士に警報するシステムを2019年度から試験運用してきましたが、警報数の減少など設置効果が見られたことから、2020年12月に本格運用することとして増設し115両に設置しています。



2020年11月30日までの設置  
車両数：115両

### ③ドライバー異常時対応システム（EDSS）の取扱い

2020年度の導入車両よりドライバー異常時対応システム（EDSS：Emergency Driving Stop System）を搭載した路線バスを順次導入しています。

このシステムは、バス走行中において運転士が急病等で運転できなくなった場合、運転士が運転席スイッチを押すか、お客さまが車内に設置されたスイッチを押すことにより、バスが緊急停止するシステムです。

**バスの運転士が急病等で運転できなくなった場合、非常ブレーキのカバーを開けスイッチを押してください。バスは緊急停止します。**

※運転士自らが体調の異変等により非常ブレーキを操作し緊急停止させることがあります。

非常ブレーキスイッチは**バス前方運転者席後ろ付近**に設置されています。



#### ④MCA無線機

MCA無線機を利用して、バスの位置情報を運行管理システムに送ることで、バスの運行状況を把握するとともに、バスロケーションシステムにも活用しています。

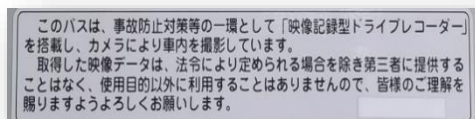


このMCA無線機は、音声通話も可能となり、事故や故障等の発生、並びに災害等の発生による通行止めの連絡や迂回の指示など、運転士と本社にある指令との連絡手段となっています。

#### ⑤ドライブレコーダーカメラの設置

全車両にドライブレコーダーカメラを4か所設置しています。なおドライブレコーダーで取得した個人情報、法令により定められる場合を除き、第三者に提供することはありません。

また、事故防止に役立てるため、車内前方や車体外側後部に、ドライブレコーダーの存在を知らせるステッカーを貼付しています。



#### 【ドライブレコーダー映像の活用】

事故等が発生した場合に、運転士がドライブレコーダーの映像を視聴し、実際に起きた事故について振り返り、安全意識の更なる向上に努めています。

#### 【ドライブレコーダーの解析画面】

解析画面では、左上にカメラによる映像、右上に車両位置、下側には時刻、車番とともに、車速、エンジン回転数、加速及び減速時の加速度、横揺れ、ブレーキ操作等がグラフで表示されます。



また、左上にある映像は、左上から時計回りに、バス前方、運転席付近からバス車内、中央付近から車内後部及び乗車口付近、左ミラーから車体外側左後方の4枚となっています。

#### 【運転分析支援データの活用】

ドライブレコーダーにおいて、1日の運転状況を記録し採点するデータにより、運転士が自らの運転操作を振り返ることで、安全運転及びエコドライブに取り組み、事故防止や燃費向上につなげています。

### ⑥乗降しやすくするためのニーリング機能

停留所でお客さまが乗り降りしやすいように、車高を約5cm下げることができる機能です。これにより乗り降りいただく際の転倒防止などにも役立っています。



車高を下げる前



車高を下げた後

### ⑦乗降中表示器

バスの車体後部左下にある表示器により、お客さまに乗り降りしていただく乗降口の扉を開けている時に、後ろから来る自転車やバイク、車などへ注意喚起するため「乗降中」と表示します。また、乗車口にスロープ板をセットして車いすをご利用のお客さまに乗り降りしていただく際は、「乗降中」と「車いす」を交互に表示します。



### ⑧非常時対策

万が一、火災が発生した場合の備えとして消火器を備えています。

また、バスが横倒しになった場合や転落、衝突して乗降口が壊れるなどした場合に、お客さまに避難いただくための非常口を右側後方に設置しており、この非常口は車外からも開くことができる構造となっています。



運転席付近の車載消火



バスの右側後方



非常口



車外にある開閉レバー

### ⑨タイヤカバー

後輪への巻き込み事故が少しでも防止でき、大きな巻き込み事故にならないよう左後輪にタイヤカバーをつけています。



タイヤカバーがある場合



タイヤカバーがない場合

### ⑩後方確認カメラ

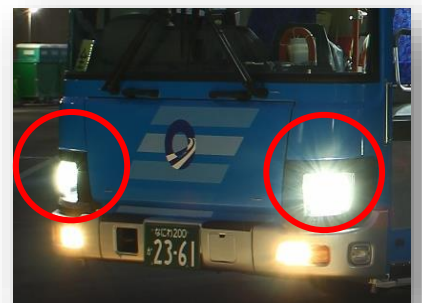
後退時の運転支援のため全車両の後方にカメラを設置し、車外後方の映像を運転席にあるモニターに表示することで、後退時の安全を確保します。



### ⑪LEDヘッドライト

既存のバス車両のヘッドライトをLED化して照度を向上させ、夜間における前方の視認性を高め安全運転につなげています。

2021年3月末までの設置車両数：539両



### ⑫LED路肩灯

既存のバス車両の路肩灯をLED化して照度を向上させ、夜間における側方の視認性を高め、安全運転につなげています。

2021年3月末までの設置車両数：299両



⑬「ヒーター付きサイドミラー」及び「運転席熱線入り引違窓」

冬季等に窓のくもりを防止し、視認性を向上させて安全運行につなげています。  
2021年3月31日までの設置車両数：111両



ヒーター付きサイドミラー  
(右側)



ヒーター付きサイドミラー  
(左側)



運転席熱線入り引違い窓  
(運転席右側)



スイッチ

⑭路上故障への対応

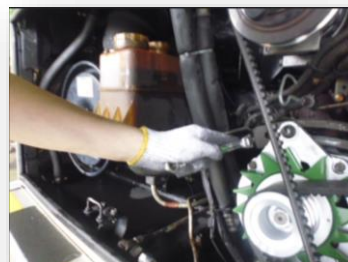
車両の経年により増加傾向にありますが、過去の故障実績の分析に基づく予防的な対策や自主点検の実施、故障などに関する情報の共有などにより再発防止に取り組んでいます。

路上故障件数の推移（自動車事故報告規則第2条第11号に該当するもの）

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020
件数	37件	56件	61件	80件	102件	103件

⑮定期点検整備等について

法で定められている定期点検整備等に加え、独自に自主点検（1.5か月毎）を実施して故障の再発防止に努めています。また、リコールの届出があった場合、安全確認などのために必要に応じて随時に点検を実施しています。



## ◆営業所の安全対策

### ①構内照明のLED化

全営業所の構内照明を水銀灯からLED照明へ変更し、夜間における視認性の向上を図りました。



### ②待合所の対策（住吉営業所）

構内に待合所があるため、危険な場所へお客さまが立ち入ることがないように、柵の乗り越え防止ネットの設置や、進入禁止箇所へ横断禁止のペイントを実施しました。



◆重大事故の撲滅を目指して

安全・安心の確保に取り組んでいますが、残念ながら過去に重大事故を発生させています。私達はそれらの事故を決して風化させず、二度と繰り返さないように取り組みます。

事故発生日	2011年5月31日	2018年12月16日	2019年11月14日
事故の概要	大正区の大正区役所前交差点において横断者と接触し、重大な負傷を生じさせたもの（13歳 男性）	淀川区の新北野一丁目において、自転車乗りの女兒と接触し、死亡させたもの（12歳 女性）	都島区の京橋交番前交差点において、右折時に横断者をバス車体下部に巻き込み、治療に専念されるも 2020年3月17日にお亡くなりになられたもの（81歳 女性）
取り組み内容	<p>毎年、5月30日～6月1日に風化させない取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改めて事故の内容を確認するようポスターを掲示</li> <li>社長をはじめ所長らによる街頭指導（原則5月31日）</li> </ul>	<p>毎月16日を「交通事故ゼロの日」として取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポスターの掲示</li> <li>始終業点呼での啓発（卓上スタンド）</li> <li>ワッペンを着用</li> <li>点呼立合いと出庫の送り出し</li> <li>一斉無線（指令）による呼びかけ</li> <li>社内パソコンの立ち上がり画面にポスターの表示</li> </ul>	<p>毎月11日～17日を「安全・安心ウィーク」として取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポスターの掲示</li> <li>始終業点呼での啓発（卓上スタンド）</li> <li>社内パソコンの立ち上がり画面にポスターの表示</li> <li>営業所毎に安全強化としての具体の取り組みを設定</li> </ul>



大正区役所前での街頭指導。

毎月16日の「交通事故ゼロの日」。始業点呼での啓発。



毎月11日～17日の「安全・安心宣言ウィーク」。営業所毎に目標を定め、安全運行の意識付けを実施。



## ◆事故防止の啓発

### ①障害者団体との安全に向けた交流研修会の開催

車いす利用者の安全な乗降を進めていくために、障がいの理解、車いす及び電動車いすの特性の理解、バス乗降時において介護者が注意する点等を相互に深め、車いす利用者が安全・安心に交通機関の利用ができることを目的として年4回程度実施しています。

2020年度は住吉区障害者基幹相談支援センターさま・生活介護事業所ピアエンジンさま・大阪障がい者自立生活協会さまとの交流研修会を2021年3月9日（火）に実施しました。



※ 2019年度まで実施していた学校園の交通安全教室の実施や、地域の方への車内事故防止の啓発は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しています。



### ②バスでおでかけ（パーフェクトガイドブック）

ご利用案内とあわせて、お客さまに安全にご利用いただくための乗車マナーを掲載し、キャンペーン等で配布しました。

車内事故防止及び駆け込み乗車等の安全に関する注意喚起や、車内での飲食、携帯電話の使用等の乗車マナーの啓発のほか、ベビーカーでの乗車方法や安全への取り組みをPRしています。



### ③安全・安心バス乗車サポーター

一般公募したボランティアによる「安全・安心バス乗車サポーター制度」を2018年度から毎年実施しています。

2019年度までは前年度に車内事故が多かった路線を対象範囲を絞っていましたが、2020年度は全営業所に拡大して実施しました。



### ④車内事故防止キャンペーン

2020年7月及び12月に車内事故防止キャンペーンを実施し、安全に対する意識の高揚を図り、車内事故の防止を推進しました。

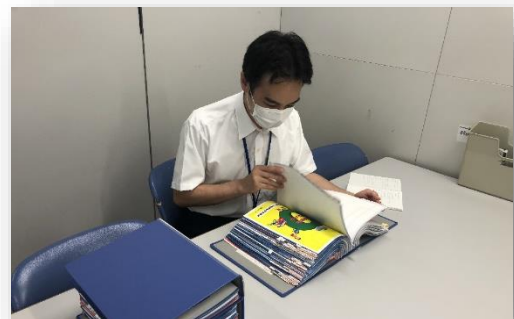
また、主要ターミナル等で車内事故防止チラシの入ったポケットティッシュやマスク等の配布、バス車内に車内事故防止啓発のポスターを掲出するなどし、バス車内での事故防止に対する理解を深めていただくよう取り組みました。



## (4)関係法令等の遵守

### ◆安全管理内部監査の実施

運行管理の実務監査（9月～2月）及び帳票に関する書類監査（1月、2月）を各営業所において実施し、安全管理等の状況確認を行いました。また、整備管理に関する書類監査（11月、12月）も実施しました。



### ◆運輸安全マネジメント内部監査

2020年11月～2021年3月にかけて、国土交通省が定めている「運輸安全マネジメント内部監査」を、本社及び各営業所において実施し、安全管理体制が有効に機能していることを確認しました。



### ◆始終業点呼の厳正な実施


安全運行を確保するため、運転士が安全に運行できる状態かを確認して必要な指示を与えます。また、安全な運行を行えたかどうかを確認するものであり、法令により定められた項目を確実に確認する必要があります。

運転士の体調管理やアルコールチェック、携帯電話の取扱いなどを確認し、2020年2月からは新型コロナウイルス感染予防対策として、被接触による体温測定（携帯型体温計）も実施しています。（2021年5月から立体式の異常警報付き非接触体温計を導入）



（飲酒運転防止対策）

飲酒を検知した場合に、所長等の関係者へ自動メール送信を行うアルコール検知器により、始終業点呼時のアルコールチェックを厳正に実施しています。

アルコール検知器	実施状況の記録画面
	

### ◆コンプライアンス研修

全社員を対象に、コンプライアンスや薬物乱用防止に関する研修を実施しました。

### ◆各種運動期間における取り組み

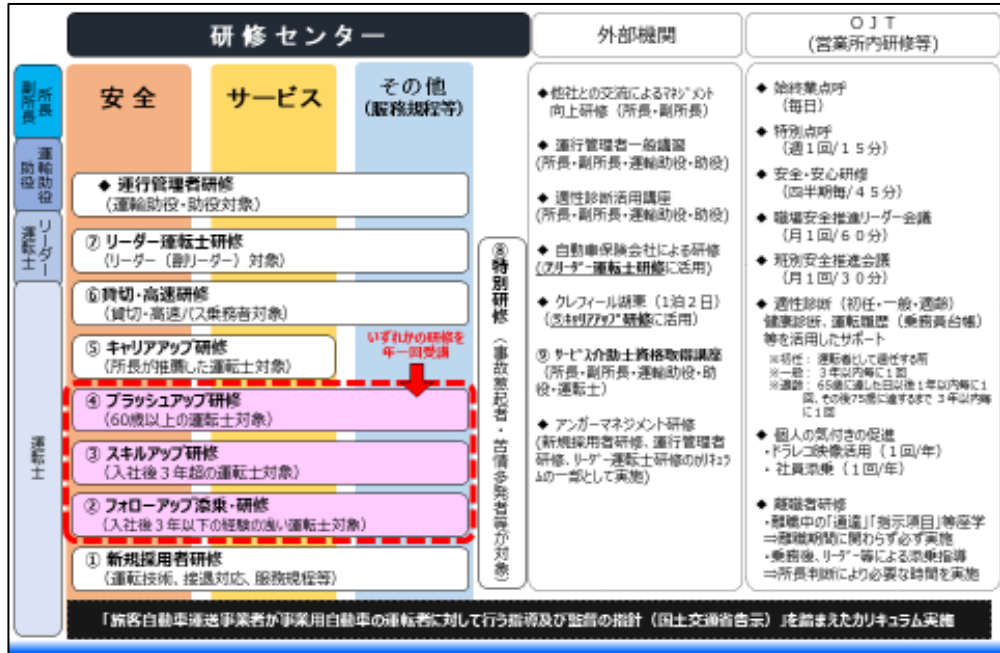
- ・ 2020年4月6日 ~ 2020年4月15日 「春の全国交通安全運動」
- ・ 2020年7月1日 ~ 2020年7月31日 「車内事故防止キャンペーン」
- ・ 2020年9月21日 ~ 2020年9月30日 「秋の全国交通安全運動」
- ・ 2020年11月1日 ~ 2020年11月10日 「踏切事故防止キャンペーン」
- ・ 2020年12月10日 ~ 2021年1月10日 「年末年始の輸送等に関する安全総点検」



(5) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

◆研修センターによる研修

2018年4月に市バス事業の引継ぎにあわせて研修センターを設置し、過去に営業所であった施設を港トレーニング場として活用することにより、階層別に優秀な人材の確保・育成を行っています。



①新規採用者研修

新入社員運転士に対してバス運転士としての心構えやバス車両の運転技術及び接客スキルの習得等に関する研修を最低24日間実施。(指針に基づく適性診断、ドライブレコーダーを活用した研修も含む)

②フォローアップ添乗・研修

採用後、経験3年以内の運転士に対して、一定期間ごとに新規採用者研修の振り返りや自身の癖の見直しを行い、運転技術及び接客スキルの定着・向上に向けた添乗・研修を実施しました。

③スキルアップ研修

採用後3年を超える運転士に対して、運転技術向上及び事故防止に関する研修を実施。

④ブラッシュアップ研修

60歳以上の運転士に対して、加齢による身体的機能の衰えなどを体感させるなど、高齢者特有の事故防止に関する研修を実施。アイマークレコーダー(眼球運動の計測装置)を使用し安全確認動作を客観的に指導。(アイマークレコーダーは、順次、他の層へも実施予定)



国土交通省が定める「指導・監督の指針」に基づき、安全運行に関する指導・監督を毎年行ない、運転する際の心構えや健康管理等について詳しく説明し、更なる安全性の向上を図ります。

### ⑤キャリアアップ研修

外部機関（クレフィール湖東）を活用した研修を実施しました。

### ⑥貸切・高速研修

貸切バス運行に必要な運転スキル（ハイデッカー車による市街地、狭隘路、高速道路等の安全な走行）の習得等に関する研修を最低4日間実施しました。

### ⑦リーダー運転士研修

運転士のリーダー及び副リーダーを対象に、アンガーマネジメント研修やコミュニケーションスキル研修、ドライブレコーダー映像等を活用した事故防止講義を実施しました。

※ アンガーマネジメント研修とは、怒りと上手につきあうためのスキルを学ぶ研修です。

### ⑧特別研修

研修センターにおいて事故惹起者・苦情多発者等に対し、運転及び接客技能における基本動作や知識及び意識を確認し、再発防止を徹底する研修を実施しました。

## ◆運行管理者研修

- ① 新たに運行管理者として選任された者を対象に、運行管理者としての心構えや基礎知識を習得する3日間の研修を実施しました。
- ② 所長及び副所長を除く全運行管理者（新任含む）を対象に、運行管理者としての知識向上や事故防止及び接客向上に資する運転士指導等に関する研修を実施しました。（1日の研修を年2回）

### 安全運転訓練車を活用した研修

2016年9月に安全運転訓練車を導入し、2019年3月にはアイマークレコーダーの搭載にあわせて車内後部大型モニターも追加して研修効果の最大化を図っています。



### 安全運転訓練車にアイマークレコーダ（視線計測装置）を搭載

帽子に取り付けたレンズで運転士の眼球の動きを計測し、視線の動きや注視時間などを記録し、見落としや未確認を客観的に把握し、指導に活用しています。



## ◆外部機関による研修等

### ①運行管理者一般講習

運行管理者として選任している者に、独立行政法人自動車事故対策機構が開催する運行管理者一般講習を2年に1回受講させ、運行管理を行うために必要な法令及び業務等に関する知識の習得を図りました。

### ②適性診断活用講座

所長及び副所長を含む全運行管理者を対象に、独立行政法人自動車事故対策機構が開催する適性診断活用講座を受講させ、運転士への適性診断結果の正しい伝え方や、運転士の安全運転意識を向上させる効果的な助言・指導方法の習得を図りました。

### ③運輸安全マネジメント講習

運輸安全マネジメントに対する理解を深め、輸送の安全確保に関する意識の高揚に資するため、公益財団法人関西交通経済研究センターから講師を招聘し、役員をはじめ本社管理職及び所長等に対する研修を実施しました。

### ④サービス介助士資格取得の推進

運転士及び運行管理者を対象に、お年寄りやお身体の不自由な方をお手伝いする際のおもてなしの心と介助技術を学ぶ「サービス介助士」の資格取得を推進し、サービスの向上を図りました。

### ⑤運行管理者（特別）研修

所長及び副所長を含む運行管理者を対象に、損害保険会社が実施する運転士に対するコーチング・ティーチングへの理解を深め、事故惹起者等への指導力向上を図る研修を実施しました。

## ◆営業所での研修等

### ①職場安全推進リーダー会議

各営業所において、所長が班を統率するリーダーを招集し、営業所の安全運行、事故防止、サービス向上のための取り組み等についてグループ討議を中心として話し合う「職場安全推進リーダー会議」を毎月開催しています。（新型コロナウイルス感染症の影響により未開催の月あり）

### ②班別安全推進会議

各営業所において、各班のリーダーが招集し、「職場安全推進リーダー会議」の内容を中心に、営業所の行動計画等に基づく班の行動計画等についてグループ討議を中心として話し合う「班別安全推進会議」を毎月実施し、安全意識の向上を図っています。（新型コロナウイルス感染症の影響により未開催の月あり）

### ③安全・安心研修

概ね四半期毎に、全運転士を対象に60分の研修を実施しました。

	主な研修内容
第1回	後退時の基本運転（映像）研修
第2回	バスの構造特性（死角）の把握について
第3回	適性診断の活用や地震・津波避難誘導訓練など
第4回	アンガーマネジメント、健康管理、安全装置の活用など

### ④ドライブレコーダー映像の活用

- ア 映像を活用した事故・苦情惹起者への原因の特定、再発防止の指導教育。
- イ デジタルタコグラフデータを活用した、エコドライブの指導教育。
- ウ ドライブレコーダーデータに基づく、安全運転・エコドライブ成績が記載されたドライバー日報を活用して運転士自身が考え、技術が向上できる指導教育。

### ⑤適性診断の受診（初任・一般・適齢）

初任	研修センターでの新規採用者研修の際に受診させており、その診断結果をもとに運転士としての自覚、事故の未然防止のための留意点等について指導を行いました。
一般	全運転士を対象に3年に1回受診させており、その診断結果をもとに、営業所の運行管理者から安全運転に関する個別指導を行いました。
適齢	65歳に達した日以後1年以内に1回、その後3年以内毎に1回受診させており、診断結果をもとに加齢による身体機能の変化の運転行動への影響、事故の未然防止のための身体機能の変化に応じた運転行動等について、営業所の運行管理者から指導等を行いました。

※適性診断は独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）が実施するもので、自動車の運転に関する長所、短所といった「運転のクセ」を様々な測定により見い出して、運行管理者がアドバイスし交通事故防止に活用しているものです。

### ◆整備管理者への研修

整備管理者として選任している者に、国土交通省が開催する研修を2年に1回受講させ、整備管理を行うために必要な知識の習得を図っています。

◆ 運転・接客競技会の開催

営業所から選抜された運転士により、日々の業務で培った安全運転及び接客サービスの技能を披露し、互いに競い合う場を設けることで、安全意識の向上と帰属意識を醸成することを目的に2018年度から毎年実施しています。

第3回 運転・接客競技会

(2020年11月21日(土)：研修センター 港トレーニング場)



集合写真



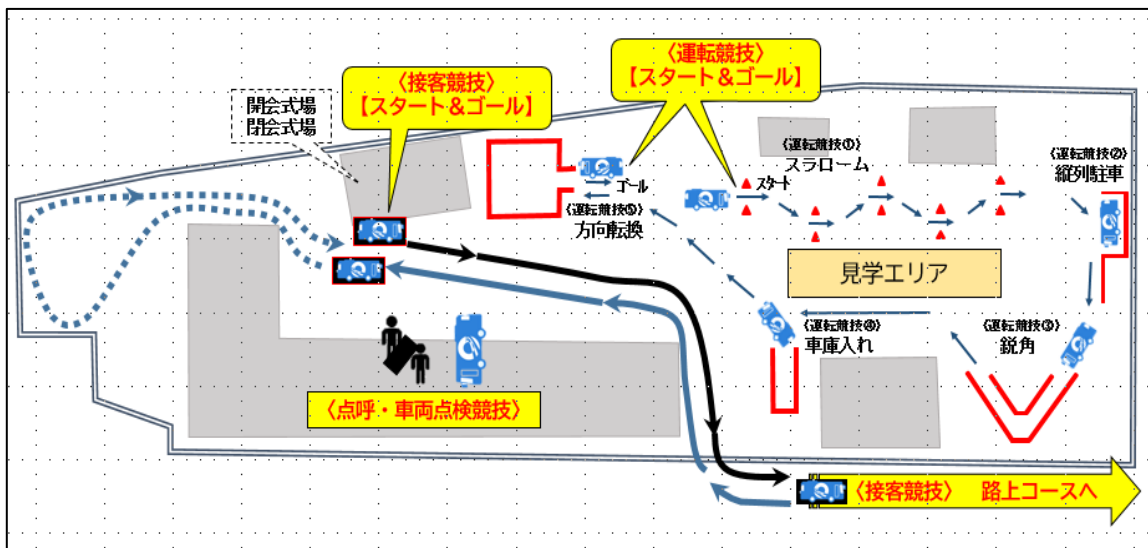
表彰式



運転競技



接客競技



## ◆各種表彰の実施

### ①安全運転・エコドライブ表彰

毎月のドライブレコーダーの「運転分析支援データ」の得点により、優秀な運転士を表彰し、安全運転及びエコドライブの更なる向上を目指しています。

### ②無事故表彰

無事故の年数（3年毎）に応じて、毎年表彰しています。

### ③善行表彰

お客さまからお褒めの申し出があり、ドライブレコーダー映像などで善行と判断される場合に表彰しています。

### ④優良班表彰

班毎の有責事故件数や苦情件数等により評価し、優秀な成績をあげた班を表彰しています。（半年毎）

### ⑤「無事故・無違反チャレンジコンテスト」受賞に対する表彰

「大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト」において、受賞した場合に社内表彰します。（1回/年）

## ◆社員のモチベーションアップ

社員が、Osaka Metro Groupの一員としての自覚やお客さまの日常を支えるインフラ事業としての誇りを持って業務に携わるため、各職場で懸命に働く社員の魅力をアピールすることで、社員同士がリスペクトしあえる風土が生まれ、モチベーションのアップに繋げることを目的に、社員の活躍ぶりをポスターで紹介し、本社及び各営業所、バス車内などに掲出しています。



## (6) 風水害等への対応

地震、風水害、火災やテロ行為等の異常事態が発生した際に円滑に対応できるよう、活動体制を定めた「異常事態対策規則」及び「異常事態時活動体制の指針」を制定しています。

2018年9月4日の台風21号では多大な被害を受け、9月30日の台風24号も同様に大きな被害が出るのが想定されたため、初めて「計画運休」を実施しました。

2021年1月には、バス車両を水害から確実に守るため、「異常時におけるバス車両退避の運用に関するマニュアル」も制定しました。

## (7) 健康管理

### ◆各種検診の実施

健康管理のための人間ドック、脳ドック、睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査や、インフルエンザ対策としての予防接種を会社の費用負担で実施し、運転士の健康起因事故の防止等に努めました。

[2020年度 各種健診の状況]

健診名	受診対象者
人間ドック	2020年6月1日現在在籍の全社員（希望者）及びその配偶者
脳ドック	2021年4月1日現在の年齢が、30歳、33歳、36歳、39歳、42歳、45歳、48歳、51歳、54歳、57歳、60歳、63歳、65歳の社員のうち、受診を希望する者（ただし、65歳の社員は、以後、臨時社員として就労する意思のある者に限る。）
インフルエンザ 予防接種	2020年10月1日現在在籍の全社員及び社員と同居する親族（希望者）
睡眠時無呼吸症候群 （SAS）検査	前回受診から3年目の運転士、新規採用運転士

※人間ドックは2021年4月1日現在の年齢が偶数の社員及びその配偶者は会社負担。奇数の社員及びその配偶者は一部会社負担としています。

※2020年度より、脳ドックを受診できる年齢を40歳から30歳に引き下げ、5年に1回であったものを3年に1回へ拡充し、インフルエンザ予防接種は社員と同居する親族まで拡充しました。

### ◆「運転士の健康管理に係るマニュアル」の活用

「運転士の健康管理に係るマニュアル」により、始業点呼での運転士の健康状態の確認や、運転士が乗務を続けるのが難しいと判断した場合の対処方法を定めて対応しています。

## (8) その他

### ◆指令

指令では、事故や故障等バス運行中の様々な事態に常時対応しています。必要に応じて、営業所の事故処理担当をパトロールカーで現場へ急行させ、営業所へ代車を要請するなど、バスの運行を確保するために必要な措置を行っています。

また、次のような場合にも指令からMCA無線で呼びかけを行っています。

- ・朝7時前に、無線の動作確認を兼ねて、謝辞励行や安全運転、シートベルト着用、また雨天時には、泥はね、スリップ等の注意喚起等を一齐に呼びかけ
- ・15時頃には、安全運転への労いに加え謝辞励行や経路確認、扉操作の確認など注意喚起等を一齐に呼びかけ
- ・22時以降に、転回地等で時間調整を行っている女性運転士に対して呼びかけ
- ・鉄道の運転停止やそれに伴う振替輸送があった場合、お客さまからの問合せに備えて、振替輸送の実施状況等の関係情報の連絡

### ◆走行環境の改善

バス専用・優先レーンの設置、優先信号制御等を行い、バスの優先通行を確保することにより、運行の定時性の確保等を目的とした公共車両優先システム（PTPS）を、延べ11路線80.2km（2021年3月31日現在）で実施しています。

また、誘導員を配置し、バスターミナル等の出入口の安全確保を実施しているほか、警察やタクシー協会に違法駐車等に関する対策を依頼しています。



北巽バスターミナルでの誘導



あべの橋の違法駐車

## 8 新型コロナウイルス感染症予防対策

### (1) バス車両への対策

- ・清掃及び消毒を実施
- ・バス車内の換気の徹底
- ・運転席周りにビニールの仕切り設置
- ・最前列の左右の座席の使用休止
- ・前方での立席防止のため、床面に仕切りラインの表示

### (2) 停留所及び待合室等の対策

- ・待合室の消毒
- ・アルコール消毒液の設置

### (3) 社員の取り組み

- ・始業点呼時に運転士への体温測定
- ・マスクの着用、手洗い、アルコール消毒及びうがい等の実施
- ・運転士が携帯する安全管理手帳に感染防止対策を掲載

### (4) 営業所の取り組み

- ・食堂へ卓上パーティションを設置
- ・施設の出入口や水回り並びに食堂のテーブルへ消毒液の設置
- ・休憩室や仮泊室へパーティションを設置
- ・点呼場所へフィジカルディスタンス用の点呼待ち足形マークの設置

### (5) その他の取り組み

- ・非接触タイプのモバイルチケット導入



車内消毒



座席の使用休止



運転席へビニールの仕切りを設置



待合室の消毒及び消毒液の設置



運転士への非接触体温測定



食堂へ卓上パーティションを設置



休憩室や仮泊室へパーティションを設置



非接触タイプのモバイルチケットの導入

## 9 輸送の安全に関する予算等

輸送の安全に関する車両購入や研修等に関し、必要な金額を支出しています。

	車両購入等	研修・講習等	合計
2020年度	576,329千円	167,483千円	743,812千円
2021年度(予算)	359,165千円	104,416千円	463,581千円

【2021年度 安全投資の概要】

整備機器更新等(41,529千円)、安全運転支援装置(317,636千円)、研修・講習等(104,416千円)

## 10 営業所の管理委託

弊社から南海バス株式会社に井高野営業所の管理委託を実施しています。

委託事業者(南海バス株式会社)においては弊社の安全管理体制のもと、他の営業所と同様に安全に関する取り組み等を実行しており、安全管理委員会や所長会議等で新たな取り組みの指示や、情報連携を図っています。また、四半期ごとに「事故防止推進行動計画取組報告書」を、安全管理委員会で報告していただいています。

## 1 | 皆様へのお願い

### ○車内事故防止について

道路状況により急停止を避けられない場合がありますので、扉が開くまで移動せずに着席いただくとともに、満席の場合はつり革やにぎり棒などをお持ちいただき、車内事故の防止にご協力ください。

### ○緊急時における運転士の指示

地震や火災発生時など万が一の場合には、運転士の指示により行動していただきますようお願いいたします。

### ○バスジャック等の際

バスが蛇行して走行していたり、バス後方に「SOS」が表示されている場合（8頁参照）、110番へ通報いただきますようご協力をお願いいたします。

### ○乗降中表示器

車体後部左下の乗降中表示器に「乗降中」や「車いす」と表示されている場合は、お客さまの乗降などのためにバスが停車していますので、ご協力いただきますようお願いいたします。（12頁参照）

### ○新型コロナウイルス感染症予防対策

**バスを安心してご利用していただくため  
新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいます  
お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます**

- 運転士やバス整備所の社員などは、マスクを着用しています。
- バス車内や待合室の清掃に努め、消毒も可能な限り実施しています。
- バス車内では換気扇を使用するとともに、換気、窓を開け窓の入れ替えに努めています。

**お客さまへのお願い**

- ・ マスクの着用をお願いします。また、靴エチケットや手洗いのほか、給湯機などでもご利用ください。
- ・ お客さまと運転士、お客さま相互の予防対策のため、一番前の左右にある座席の「利用および、運転席の正面やすぐ後ろの座席はお控えください。また、お客さま相互の間隔もできる限り空けていただき、会話は控えください。
- ・ 乗降の際、また乗降が近い又は近い場合は窓を閉める場合がございますが、換気扇を常時稼働させて十分に換気できておりますので、ご安心ください。
- ・ 車内清掃に努めておりますので、転倒防止のため、つり革、手すりをお持ちください。
- ・ 待降所でお待ちの際も、できる限り間隔を空けてお並びください。
- ・ バス車内での乗降は開くお断りしております。

2021年3月

**バスを安心してご利用いただくための  
お客様へのお願い** #公共交通 券いんしん利用

- マスクの着用・会話を控えめに
- 車内換気 3分、5分
- 時差出勤

窓を開けなくても、3分(観光バスは5分)で空気が入れ替わります。窓が開けられない人に配慮しましょう  
新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

公益社団法人 日本バス協会 国土交通省

**マスクの着用にご協力下さい**

**新型コロナウイルス感染症予防対策の様々な取り組みについて**

大阪シティバスではお客さまに安全・安心・快適にバスをご利用いただけるよう、従来一貫、新型コロナウイルス感染症予防対策に取り組んでいます。

**① バス車内の対応**

乗降の際のため、バス車内から換気を取り込み、車内は常に換気されています。おおよそ3分程度車内の空気が入れ替わります。また、窓開きの状態でも換気扇を開けて換気に努めています。

あらかじめ運転士が乗客を案内するように努めています。閉まっている際は、お手紙で「換気扇・シールが開いている電灯をお客さまにより開けていただいても結構です。」

【乗降の際、風が強い場合は乗降の際の扉を閉める場合もありますが、換気扇を常時稼働させて十分に換気できていますので、ご安心ください。】

**② 待合室等**

待合室に消毒液を設置し、ベンチやドアノブ等の消毒を毎日行っています。

場所：あべの橋・なんば・出戸口・北高口・島島原駅前  
住吉東駅前・住吉西駅前・地下鉄住吉バス停

**③ 運転士の対応**

運行前の体温測定や必ず検温し、体調のチェックやマスク専用の確認等を実施しています。

**④ 車内換気**

ご乗降の際に車内換気のために「あすり」や「つり革」など、電は換気に努めています。

**⑤ 乗降時**

運転席裏にビニールの仕切りを設置し、運転士とお客さま間の接触を防止します。

お客さまと運転士だけでなく、お客さまとお客さまの間でも換気扇も稼働するため、距離近接の立席のご利用をお断りさせていただきます。

**⑥ お客さまへのお願い**

- ・ マスクの着用や、靴エチケット、手洗いの徹底をお願いします。
- ・ 他のお客さまから、「マスクを着用していない」「会話をしている声が大きい」などのご指摘のご連絡が寄せられています。他は乗降の際のため、マスクを着用し、会話を控えていただくようお願いいたします。
- ・ 車内で距離を詰めて乗降することや禁止のため、つり革、手すりをお持ちください。（換気に努めていますのでご安心ください。）
- ・ 待降所でお待ちの際も、できる限り間隔を空けてお並びください。乗降機動にご協力ください。

マスクの着用にご協力下さい  
3分5分換気をお願いします  
つり革・手すりをお持ち下さい

**Thank you!**

乗客への安全・安心を最優先に考えます。

## 安全管理規程

### 目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等（第3条～第6条）
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制（第7条～第10条）
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法（第11条～第19条）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）第22条並びに第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

#### （適用範囲）

第2条 本規程は、当社の一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業にかかる業務活動に適用する。

### 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

#### （輸送の安全に関する基本的な方針）

第3条 取締役社長（以下「社長」という。）は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすとともに、安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど社内の状況を十分に踏まえつつ、企業理念等の浸透を図り、全社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施するとともに、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努める。
- 3 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

#### （輸送の安全に関する重点施策）

第4条 社長は、前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を社員に徹底させ、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守させること
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること

(輸送の安全に関する目標)

第5条 安全統括管理者は、第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 安全統括管理者は、第4条に定める重点施策に応じて、前条に定める目標を達成するために必要な計画を策定する。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 取締役会は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 取締役会は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 取締役会は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 輸送の安全の確保について責任ある体制を構築するため、社長は、次に掲げる者を選任する。

- (1) 安全統括管理者
  - (2) 現場安全管理者
  - (3) 統括運行管理者
  - (4) 運行管理者
  - (5) 整備管理者
  - (6) その他必要な責任者(補助者等)
- 2 安全管理本部長は、輸送の安全の確保に必要な安全管理全体に関する事項を統括する。
  - 3 安全管理部長は、輸送の安全の確保に必要な安全管理体制の推進及び研修に関する事項を統括するとともに、安全統括管理者を補佐し、安全統括管理者不在の場合、安全統括管理者の業務を代行する。
  - 4 運輸部長は、輸送の安全の確保に必要な事業計画、指令並びに車両、営業所及び施設の管理に関する事項を統括する。
  - 5 経営管理本部長は、輸送の安全の確保に必要な経営管理全体に関する事項を統括する。
  - 6 経営企画部長は、輸送の安全の確保に必要な経営管理及びシステムに関する事項を統括する。
  - 7 経理部長は、輸送の安全の確保に必要な経理に関する事項を統括する。
  - 8 総務人事部長は、輸送の安全の確保に必要な連絡、広報及び要員に関する事項を統括する。
  - 9 現場安全管理者は営業所長をもって充て、安全統括管理者の命を受け輸送の安全の確保に関し、担当営業所を統括し指導監督を行う。
  - 10 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別図1に定めるところによる。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から、社長が安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満たさなくなったとき
- (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (3) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行なうことが困難になったとき
- (4) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが、輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること
- (5) 輸送の安全の確保の状況について定期的に、かつ必要に応じて随時、内部監査を行い取締役会に報告すること
- (6) 取締役会等に対し輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと

## 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 社長は、取締役会と現場部門や運行管理者と運転士等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第 13 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別図 2 に定めるところによる。
- 2 安全統括管理者は、事故、災害等に関する報告が、取締役会又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
  - 3 安全統括管理者は、社内において第 1 項の報告連絡体制の周知を図るとともに、報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
  - 4 社長は、自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

- 第 14 条 安全統括管理者は、第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(管理の受託者との協力及び連携)

- 第 15 条 会社は、法第 35 条の規定による受託者、自動車運送事業に係る自動車車両の整備受託者等（以下「受託者」という。）と密接に協力し、一体となって輸送の安全性の向上に努めなければならない。
- 2 社長は、事故、災害等が発生した場合は、その情報を受託者に速やかに伝達しなければならない。
  - 3 現場安全管理者は、受託者と協力、連携し、現場部門における事故や安全対策情報の共有化、種々の取組みに関する水平展開に努めなければならない。

(輸送の安全に関する内部監査)

- 第 16 条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全管理の実施状況等を点検するため、少なくとも 1 年に 1 回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに取締役会に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第 17 条 社長は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 社長は、悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第18条 社長は、輸送の安全に関する取組みとして、次に掲げている項目について、毎年度、外部に対し公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
  - (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
  - (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
  - (4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
  - (5) 輸送の安全に関する重点施策
  - (6) 輸送の安全に関する計画
  - (7) 輸送の安全に関する予算等実績額
  - (8) 事故、災害等に関する報告連絡体制
  - (9) 安全統括管理者及び本規程
  - (10) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
  - (11) 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容
- 2 社長は、事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第19条 本規程は業務の実態に応じ、定期的及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果取締役会に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 大阪シティバス(株)運輸安全マネジメント実施要綱(平成19年7月19日制定)は、廃止する。

附 則

この改正規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、2018年5月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、2019年6月26日から施行する。

附 則

この改正規程は、2020年4月1日から施行する。

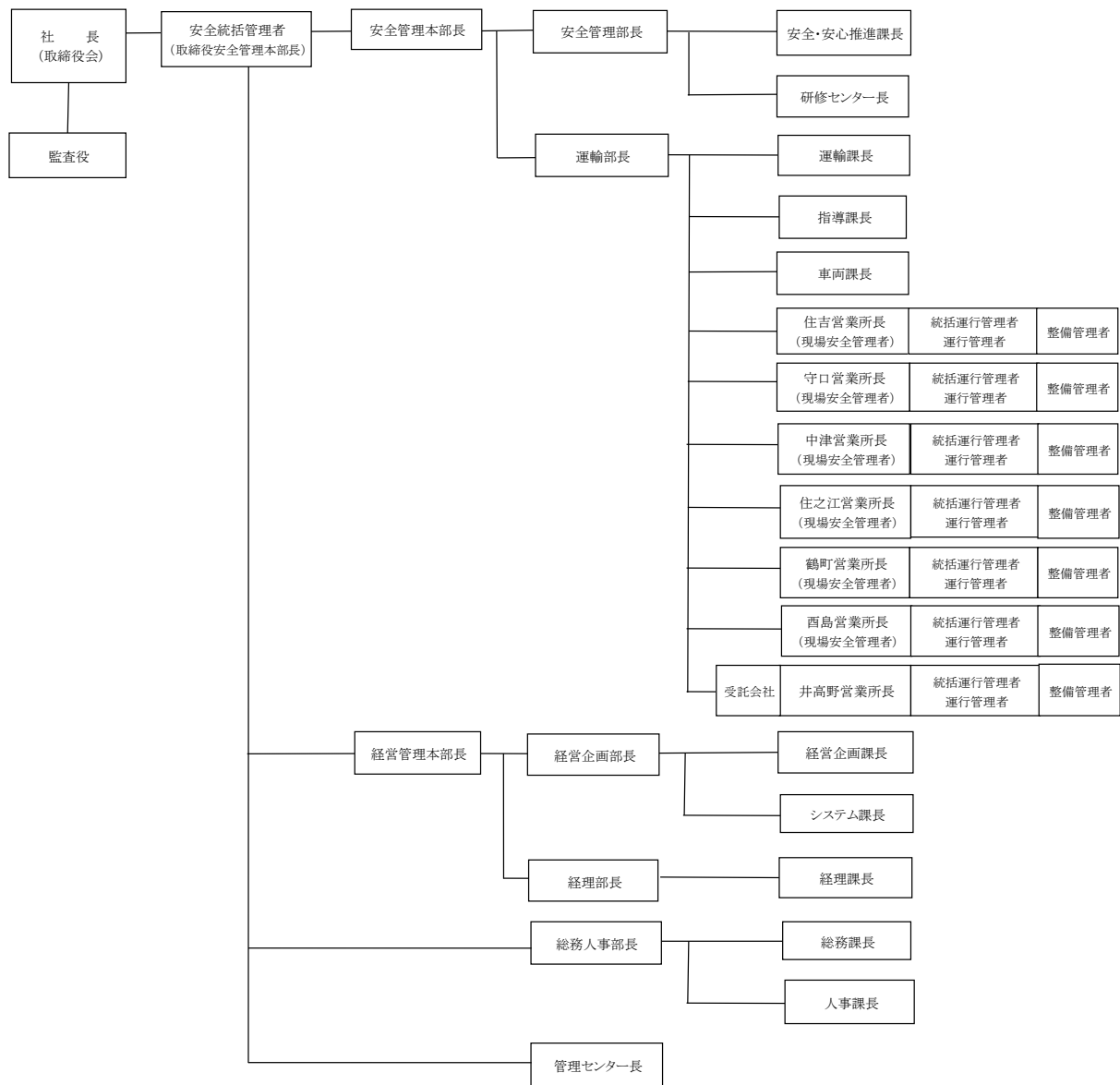
附 則

この改正規程は、2020年8月1日から施行する。

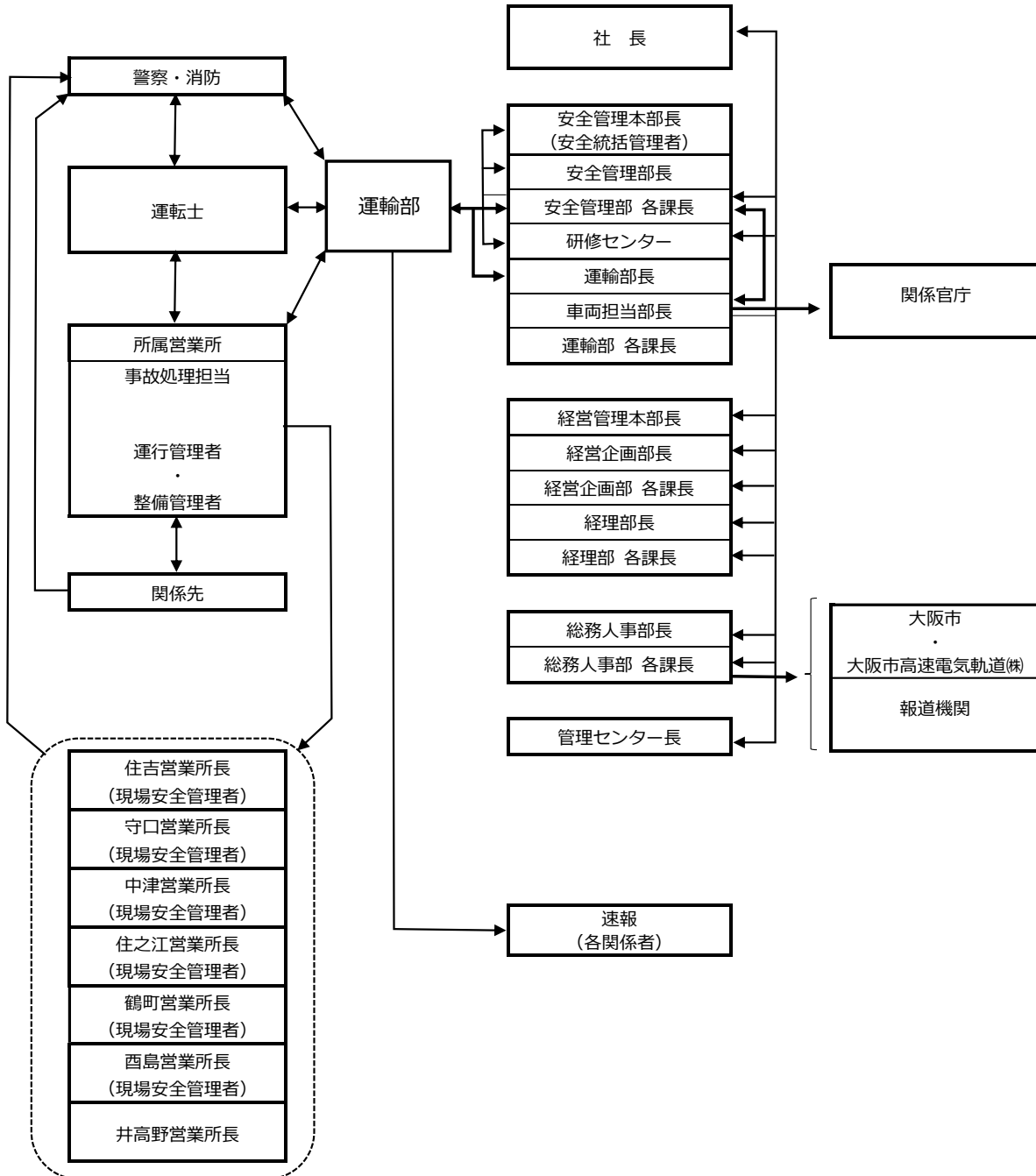
附 則

この改正規程は、2021年4月1日から施行する。

輸送の安全に関する組織体制



事故・災害等に関する報告連絡体制



(第13条第1項関係)

2021年度 輸送の安全に関する目標及び計画

○ 輸送の安全に関する目標

営業所・班・運転士毎に目標や行動計画を策定する項目

- ◆ 有責重大事故の撲滅
- ◆ 有責事故発生件数 10万kmあたり0.6件以下

○ 輸送の安全に関する計画

運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン	計 画	具体的取り組み（●は重点取り組み）
情報伝達及びコミュニケーションの確保	職場安全推進リーダー会議及び班別安全推進会議の活性化	○運行管理者とリーダー・副リーダーのコミュニケーションのさらなる強化 ○会社の輸送の安全に関する目標及び計画に基づき、班や運転士も取り組みを自主的に設定
事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用	事故、ファインプレー情報の活用	○営業所において、ファインプレーマップを作成・活用 ○班別安全推進会議での討議 ○ドライブレコーダー映像を活用したファインプレー情報の研修
重大な事故等への対応	歩行者触れ事故の撲滅	●「横断歩道での一旦停止」の順守により、歩行者の安全確認を徹底
	静止物触れ事故の削減	○静止物触れ事故を2020年実績から1割以上削減させることで0.6件/10万km以下を達成する（構内事故の半減及び発進反動や横断者触れなど運転士が注意すれば防げる事故をゼロにすることが前提）
	異常時対応訓練の実施	○地震・津波等発生時における訓練 ○対浸水車両退避訓練 ○バスジャック等重大事態対応訓練
	車両への安全対策	○ドライブレコーダーの更新 ○衝突防止補助システム（モービルアイ）を活用する技術の習得や意欲の向上
	事故防止の啓発	○事故防止キャンペーンの実施 ○「安全・安心バス乗車サポーター」の実施
関係法令等の遵守の確保	始終業点呼の厳正な実施	○管理者側の意識改革を図り、厳正な点呼を確実に実施し安全意識を向上
	運転中の携帯電話使用の撲滅	○事故発生リスクが高い乗務中の携帯電話の使用を厳禁 ○使用時は運転席から離れることの徹底 ○携帯電話の使用手順訓練の実施
安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等	運転士への研修の充実	○安全・安心研修 事故防止及び接客サービス向上をテーマに営業所でのグループ研修を実施 ○スキルアップ研修及びブラッシュアップ研修（アイマークレコーダーの活用） 入社後3年目以降の中堅からベテラン、60歳以上のシニア層の研修を実施 ○営業所における指導記録の確実な作成と管理
	経験の浅い運転士への対応	○添乗指導の徹底 ○フォローアップ研修 入社後3年未満の運転士に、技能を定着させる研修を実施
	「安全・安心宣言ウィーク」の取り組み <毎月11日～17日の1週間>	●過去の重大事故を風化させない取り組みにより、再発防止を確認・徹底 ・2018年12月16日発生の死亡事故 ⇒ 16日は「交通事故ゼロの日」 ・2019年11月14日発生の横断者触れ（被害者は2020年3月17日に死亡） など
	イエローストップの徹底	●発生状況や信号の仕組み、危険性などの理解の深度化及び防止技術の習得・実践
	運行管理者等への研修	○管理者層のリスクへの気付き力、報告力、指導力の向上 ○運行管理者の指導力向上を目的とした研修の実施
	モチベーションアップ	○運転・接客競技会の開催

安全統括管理者

渡邊 亨

一般貸切自動車運送事業にかかる運転者・運行管理者・整備管理者及び事業用自動車の情報  
(2021年3月31日現在)

(1) 運転者に係る情報

	西島営業所
運転者の人数／正規雇用	115
運転者の人数／正規雇用以外	23
健康保険加入者数	115
厚生年金加入者数	115
労災保険加入者数	138
雇用保険加入者数	115
平均勤続年数	5.1

(2) 運行管理者に係る情報

	西島営業所
運行管理者の人数	21
運行管理補助者の人数	0
他業務と兼務する運行管理者の人数	0
他業務と兼務する運行管理補助者の人数	0

(3) 整備管理者に係る情報

	西島営業所
整備管理者の人数	1
整備管理補助者の人数	23
他業務と兼務する整備管理者の人数	0
他業務と兼務する整備管理補助者の人数	0

(4) 事業用自動車に係る情報

	西島営業所
保有車両数（大型）	8
最古の年式	2002年
最新の年式	2009年
平均車齢	14.7
ドライブレコーダー搭載車両台数	8
デジタル式運行記録計搭載車両台数	3
ASV搭載車両台数	0
主な運行の態様	その他
保有車両数（中型）	0
最古の年式	0
最新の年式	0
平均車齢	0
ドライブレコーダー搭載車両台数	0
デジタル式運行記録計搭載車両台数	0
ASV搭載車両台数	0
主な運行の態様	0
任意保険加入状況／対人保険	無制限
任意保険加入状況／対物保険	無制限